

判決要旨

1 本件は、東京都江戸川区区内において、被控訴人国が高規格堤防事業を実施し、被控訴人江戸川区が土地区画整理事業を実施することとしたところ、その施行区域内に土地又は建物を所有して居住していた控訴人らが、盛土工事によって人格権や所有権を侵害されるおそれがあるなどと主張して、被控訴人国に対し、人格権及び所有権に基づき、本件盛土工事の差止めを求めるとともに、被控訴人らに対し、国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料各100万円及びこれに対する遅延損害金の連帯支払を求めた事案である。

原審が、本件訴えのうち上記差止請求に係る部分を却下し、控訴人らのその余の請求（国家賠償法1条1項に基づく慰謝料請求）をいずれも棄却したところ、控訴人らが、請求棄却部分を不服として控訴した。したがって、当審における主たる審理の対象は、上記国家賠償請求の当否である。

2 当裁判所も、以下の理由から、原審と同じく、控訴人らの国家賠償請求をいずれも棄却すべきものと判断する。

(1) 被控訴人国は、盛土工事を行う権限を土地区画整理事業の施行者である被控訴人江戸川区から付与されたといえる。よって、被控訴人国が、盛土工事を法的な権限なく行ったものということとはできない。

(2) 盛土工事後の地盤については、地権者への土地の引渡しの条件とされていた地盤強度に満たない地点があったものの、被控訴人国が対策工事を実施した結果、上記の強度を満たしており、盛土の沈下の収束も確認されていること等からすれば、不同沈下等が生ずるおそれがあるとはいえない。よって、控訴人らが危険な地盤の上に居住することを余儀なくされ、生命・身体等を害される現実的なおそれがあるとは認められない。

また、盛土工事後の土地に受忍限度を超える騒音や生活に特段の支障を生じさせるような傾斜が生じているとは認められず、騒音や傾斜によって控訴人の生命・身体や平穏な生活を送る権利、所有権が違法に侵害されているということとはできない。

(3) 本件各事業の実施により、控訴人らは、二度の転居を強いられるなど居住の自由等が一定程度制約されたといえるが、このような事態は法律上予定されている。そして、地球温暖化の影響等も考慮すれば、本件施行区域付近において超過洪水が発生し、堤防が決壊する可能性は否定できず、堤防が決壊すれば甚大な被害が発生するものと認められるから、本件各事業に必要性・公共性がなはいとはいえず、施行者の判断が裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用するものであるとは認められない。そうすると、本件各事業の共同実施が国家賠償法1条1項の適用上違法であるということとはできない。

3 よって、本件各控訴はいずれも理由がないから、これらを棄却する。

以 上